

健康な職場づくり宣言

事業所 募集!!



安定した経営は従業員の健康づくりから

事業所（事業主）が従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、従業員の健康増進はもとより、事業所の業績や価値の向上が期待される「健康経営®」が注目されています。

協会けんぽ千葉支部では、平成27年10月より健康経営の普及促進に向けた事業として「健康な職場づくり宣言」制度を創設し、健康な職場づくりを進める事業所の取組をサポートしています。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

会社が健康づくりを推進するメリット

生産性向上

- ・モチベーションの向上
- ・従業員の健康状態の改善
- ・業務効率の向上

リスク マネジメント

- ・事故や不祥事の予防
- ・労災発生の予防

イメージ アップ

- ・企業ブランド価値の向上
- ・人材(労働力)確保

選ばれるのは「従業員を大切にしている会社」、事業主自らが動いて効果があるものです!



「職場での健康づくり」は難しいものではありません。健康診断など“今まで実践していること”を徹底することも、健康づくりの方法のひとつです。
従業員の健康を考え、取り組むことは、今いる従業員を守るだけでなく、新たな人材獲得にもつながります。

「健康な職場づくり宣言」をするには?

STEP1 取組内容を検討しましょう

事業所全体でどのような健康づくりに取り組むか検討しましょう。

STEP2 「宣言書」を提出しましょう

「宣言書」を記入し、FAXまたは郵送にてご提出ください。
後日、協会けんぽ千葉支部から「認定証」を交付(郵送)します。

STEP3 健康づくりをスタートしましょう

宣言書に記入した取組項目にもとづいて、健康づくりを実践しましょう。

**好事例事業所の取り組みを
参考にご検討ください!**



**協会けんぽ千葉支部が
健康づくりをサポート!**

裏面の特典を利用して
実践できます ▶▶▶

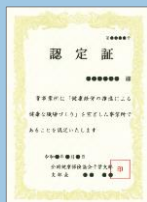
「健康な職場づくり宣言」の特典&サポート

宣言された事業所様には様々な特典(サポート)をご用意しています。
健康づくりの取組のひとつとして、ぜひ、ご活用ください！

無料

認定書を 交付します

協会けんぽ千葉支部より「認定書」をお送りします。
ぜひ、社内に掲示してください。



無料

協会けんぽ千葉支部ホームページ にて事業所名を公表いたします

健康づくりに高い意識を持つ企業としてイメージアップにつながります。

※ご希望により事業所様のホームページにリンクさせていただきます。

無料

おすすめ

求人票に記載、求職者に アピールできます

ハローワークの求人票に「健康な職場づくり宣言」実施事業所であることを記載することで、優秀な人材の応募・定着につながります。

無料

おすすめ

歯科健診が受診できます

千葉県内の協力歯科医院にて歯や口腔内の健康状態を総合的にチェックできます。

※別途申し込みが必要です。また、受診できる人数には限りがあります(先着順)。



無料

取り組みに活用

出張セミナーを受講できます

講師が出張して職場でできる運動やメンタルヘルスなどのセミナーを行います。
オンライン(Zoomなど)での実施も可能です。



無料

広報誌(年4回発行)や 健康づくりの冊子を 配付します

宣言事業所様にに向けた広報誌や健康づくりの冊子を郵送します。



無料

取り組みに活用

「事業所カルテ」を定期送付します

事業所の健診結果や医療費等についてのデータをまとめた「事業所カルテ」を送付します。同業種平均や千葉支部平均と比較し、健康課題を確認できます。

※被保険者が10人以上の事業所が対象です。



優待

スポーツジム優待制度が 利用できます

スポーツクラブをお得に利用できる優待サービスをご利用いただけます。



優遇

信用保証料の優遇制度が 利用できます

事業所様が事業資金をお借り入れする際、千葉県信用保証協会の「パワフルちば(地方創生SDGs支援制度)」をご利用いただくと保証料が割引になります。

※1)一部の業種や営業形態などにより、ご利用いただけない場合がございます。
※2)ご利用いただくには条件・審査がございます。

「健康経営優良法人認定制度」に応募できます！

「健康経営優良法人認定制度」とは、優良な健康経営に取り組む事業所を社会的に評価し、顕彰する制度です。「健康な職場づくり宣言」後は、さらにステップアップして「健康経営優良法人」を目指してみませんか。



詳細はこちら

「健康な職場づくり宣言」の第一歩！ 健康保険委員にご登録しましょう

「健康保険委員」とは企業と協会けんぽを結ぶパイプ役です。
健康保険の事務や健康づくり等について協会けんぽがサポートします。
ぜひ、健康保険委員にご登録ください。登録料や年会費などは無料です。

「健康保険委員」に登録するメリットをご紹介します！

- * 健康保険制度や申請書の書き方をわかりやすく解説した「協会けんぽ GUIDEBOOK」をお届け！
- * 必要な申請書をまとめて依頼できる「申請書取り寄せサービス」が利用可能！ etc...

【健康保険委員の応募条件】

- ① 千葉県内の協会けんぽ適用事業所にお勤めの方(被保険者)であること。 ※任意継続被保険者は除く。
- ② 現在、健康保険に関する事務をご担当されている方、または、その事務を管理されている方。



ご不明な点はお気軽にお問い合わせください



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13
日本生命千葉駅前ビル2階
TEL:043-382-8315 FAX:043-382-8321

健康な職場づくり宣言書

わが社は協会けんぽ千葉支部と連携して、従業員が心身ともに健康に働ける職場を目指して下記項目に取り組むことを宣言します。

①～④は必須項目です。

必ずチェック☑をしてください。

①	本人の健診	・協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診 ・協会けんぽへの事業者健診結果の提供(40歳以上)	} いずれかの方法で 全員受診(提供)	
---	-------	--	------------------------	--

② **保健指導**
(メタボリック等対象者) ・協会けんぽによる特定保健指導を50%以上実施

③ 喫煙対策 ・禁煙または分煙の実施

- ・社内で健康保険制度の周知
- ・従業員とその家族の方の健康管理を積極的に実施

4

健康保険委員の登録

◆健康保険委員新規登録（すでにご登録いただいている場合は「氏名」のみご記入ください。）

健康保険証 記号・番号																		
役職・所属																		
氏 名																		
メールアドレス （任意）																		

○ご記入のメールアドレスに月1回メールマガジンを配信します。

+ **5~8** の項目から1つ以上選択してください。

1つ以上チェック☑をしてください。

5 受診勧奨
(健診結果が悪い方) ・早期治療により重症化を予防するため、産業医及び衛生管理者等による医療機関での早期受診勧奨の実施

6 家族の健診 ・ご家族様に特定健診の受診勧奨を実施

⑦ 健康セミナー開催 ・外部講師を活用した社内向け健康セミナーの実施

8 その他の取組 （実施予定でも可）	（例）朝礼での体操・ストレッチ、食生活の改善 など
--	--

事業所記号(健康保険証記号)								○ゴム印等でも構いません。
事業所名称								
事業所所在地	(〒 -)							
電話番号							担当者名	
ホームページアドレス※								

※ホームページアドレスは協会けんぽ千葉支部のホームページで宣言いただいた事業所様をリンク先として登録します。（登録を希望する場合はご記入ください。）

宣言曰

年 月 日 事業主名

記入例

① 本人の健診

→従業員全員、生活習慣病予防健診または事業者健診を受診してください。

※事業者健診結果の提供方法等について、詳しくは協会けんぽ千葉支部にご連絡ください。

② 保健指導

→保健指導を受ける場所や時間の確保にご協力ください。

③ 喫煙対策

→禁煙や分煙等による受動喫煙対策をしてください。
また、事業主様と千葉支部長の連名で「禁煙のすすめ通知」の送付や禁煙達成者へ「表彰状の贈呈」等も実施できます。

※ご希望の場合は協会けんぽ千葉支部にご連絡ください。

④ 健康保険委員の登録

→事業所様と協会けんぽを結ぶパイプ役の方のご登録をお願いします。
健康保険に関する事務をご担当されている方または事務を管理されている方をご記入ください。

※すでにご登録いただいている場合は、「氏名」のみ記入し、チェック印をしてください。

⑤ 受診勧奨

→「要治療」「要精密検査」の方にできるだけ早く医療機関を受診するようお声がけ等をお願いします。

⑥ 家族の健診

→ご家族（被扶養者）に特定健診の受診するようお声がけ等をお願いします。
また、事業主様と千葉支部長の連名で文書を送付することもできます。

※ご希望の場合は協会けんぽ千葉支部にご連絡ください。

⑦ 健康セミナーの開催

→千葉支部では宣言された事業所様へのセミナー講師の派遣を無料で行っています。
従業員向けに運動やメンタルヘルスのセミナーを実施しましょう。

⑧ その他の取組

→事業所様独自で行う健康づくりの取組をご記入ください。
これから実施する予定の取組でも構いません。

協会けんぽ千葉支部 企画担当宛【FAX 043-382-8321】

健康な職場づくり宣言書

わが社は協会けんぽ千葉支部と連携して、従業員が心身ともに健康に働ける職場を目指して下記項目に取り組むことを宣言します。

①～④は必須項目です。

必ずチェック印をしてください。

① 本人の健診	・協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診 ・協会けんぽへの事業者健診結果の提供(40歳以上)	いずれかの方法で 全員受診(提供)	☒
② 保健指導 (メタボリック等対象者)	・協会けんぽによる特定保健指導を50%以上実施		☒
③ 喫煙対策	・禁煙または分煙の実施		☒
④ 健康保険委員の登録	・社内で健康保険制度の周知 ・従業員とその家族の方の健康管理を積極的に実施		☒

◆健康保険委員新規登録(すでにご登録いただいている場合は「氏名」のみご記入ください。)

健康保険証 記号・番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-	9	0						
役職・所属	総務部総務担当																
氏名	健康 花子																
メールアドレス (任意)	abc@def...-ghi.co.jp																

○ご記入のメールアドレスに月1回メールマガジンを配信します。

⑤～⑧の項目から1つ以上選択してください。

1つ以上チェック印をしてください。

⑤ 受診勧奨 (健診結果が悪い方)	・早期治療により重症化を予防するため、産業医及び衛生管理者等による医療機関での早期受診	☒
⑥ 家族の健診	・ご家族様に特定健診の受診を促す	☒
⑦ 健康セミナー開催	・外部講師によるセミナー開催	☒
⑧ その他の取組 (実施予定でも可)	(例)朝礼での体操・ストレッチ、食生活の改善 など 10時と15時にストレッチ	☒

事業所記号(健康保険証記号)	1	2	3	4	5	6	7	8	○ゴム印等でも構いません。									
事業所名称	株式会社 協会健保																	
事業所所在地	(〒 260 - 0000) 千葉市中央区富士見 〇〇 - 〇〇																	
電話番号	043-000-0000										担当者名	健康花子						
ホームページアドレス	https://kyoukai.....jp																	

※ホームページアドレスは協会けんぽ千葉支部のホームページで宣言いただいた事業所様をリンク先として登録します。(登録を希望する場合のみご記入ください。)

宣言日	令和5 年 4 月 1 日																
事業主名	協会 太郎																

ご記入後は協会けんぽ千葉支部へFAXまたは郵送にてご提出をお願いします。
【FAX 043-382-8321】

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13
日本生命千葉駅前ビル2階
TEL:043-382-8315 FAX:043-382-8321